

## 志木市自主防災組織設立支援等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時による被害の防止及び軽減を図り、地域住民自ら防災活動を行うために町内会を単位として組織された団体（以下「自主防災組織」という。）に対し、その設立及び活動を支援するため予算の範囲内で補助金を交付することに関し、志木市補助金等交付規則（昭和53年志木市規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織設立事業
- (2) 自主防災組織活動事業

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、別表のとおりとする。

(補助金額、補助率等)

第4条 補助金の額は、第2条第1号については、200,000円を限度とし、同条第2号については、補助対象経費の3分の2以内で、100,000円を限度（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、志木市自主防災組織設立支援等補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えてこれを市長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 自主防災組織活動計画書（第2号様式）
- (2) 自主防災組織収支予算書（第3号様式）
- (3) 自主防災組織の規約
- (4) 役員等の名簿及び組織図
- (5) 資機材のカタログその他規格、仕様等を確認することができる書類及びその見積書の写し
- (6) その他参考となる資料

(交付決定通知書)

第6条 規則第5条第1項の交付の決定は、志木市自主防災組織設立支援等補助金交付決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

（交付の条件）

第7条 規則第5条第2項の規定による補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 取得した資機材を活用して、単独又は共同で年1回以上防災訓練等を実施すること。

(2) 取得した資機材は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。

（変更承認申請書等）

第8条 規則第7条第1項の規定による計画の変更の申請は、志木市自主防災組織設立支援等補助金に係る事業内容の変更承認申請書（第5号様式）により行うものとする。

2 規則第7条第1項の規定による事業の中止又は廃止の申請は、志木市自主防災組織設立・活動事業（中止・廃止）の承認申請書（第6号様式）により行うものとする。

（遅延報告書）

第9条 規則第7条第2項の規定による市長への報告は、志木市自主防災組織設立・活動事業の遅延報告書（第7号様式）により行うものとする。

（実績報告）

第10条 自主防災組織の代表者は、事業が完了したとき（事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、市長が指定する期日までに、志木市自主防災組織設立支援等補助金実績報告書（第8号様式）に、次に掲げる書類を添えてこれを市長に提出しなければならない。

(1) 自主防災組織収支決算書（第9号様式）

(2) 取得した資機材等の領収書の写し

(3) 事業内容が分かる写真

(4) その他参考となる資料

2 前項の市長が指定する期日は、事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年

度の3月31日のいずれか早い日とする。

(交付請求書)

第11条 規則第10条第2項の規定による請求は、補助金等交付請求書(第10号様式)に、交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(書類の整備)

第12条 自主防災組織の代表者は、事業に係る帳簿及び証拠書類を、当該事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(志木市自主防災組織設立支援要綱の廃止)

2 志木市自主防災組織設立支援要綱(平成20年志木市告示第41号。次項において「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行前に旧要綱の規定により交付決定された助成金については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の志木市自主防災組織設立支援等補助金交付要綱の規定は、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

## 別表

### 1 自主防災組織設立事業

#### (1) 結成説明会等に係る経費

自主防災組織結成説明会に係る会場使用料、講師謝金、資料代等

#### (2) 資機材整備に係る経費

次表に掲げる資機材及びこれらを収納する簡易収納庫又は防災倉庫のうち、補助事業者が選択するもの

区分	資機材名
初期消火資機材	消火器、可搬式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、大型消火器、スタンドパイプ、組立型水槽、ホースボックス、活動服一式（消火活動用）、 その他初期消火活動に必要な資機材
避難誘導用資機材	ハンドマイク、携帯用無線通信機（トランシーバー）、ヘルメット、 その他避難誘導に必要な資機材
救助用資機材	バール、ジャッキ、のこぎり、チェーンソー、エンジンカッター、可搬式ウインチ、梯子、救命ロープ、油圧式救助器具、活動服一式（難燃）、災害救助用ボート、担架、 その他救助活動に必要な資機材
救護用資機材	救急医療セット、 その他救護活動に必要な資機材
避難生活用資機材	毛布、簡易ベッド、簡易トイレ、発電器、ランタン、投光器、ろ水器、炊飯装置、ストーブ、テント、組立式シャワー、自転車、車イス、リヤカー、防水シート、揚水機、ラジオ、パソコン その他避難生活に必要な資機材
訓練用資機材	人命救助訓練用人形、訓練用消火器具、視聴覚機器（ビデオ教材等）、 その他訓練に必要な資機材

## 2 自主防災組織活動事業

### (1) 防災訓練に係る経費

炊き出し訓練材料、保険料、上記の資機材を新たに購入し、訓練に活用する場合の資機材購入費、その他消耗品代等

### (2) 研修・講習会に係る経費

自主防災組織が行う研修・講習会に係る講師謝金、会場費、保険料、バス借り上げ代、資格取得代、その他消耗品代等

### (3) 自主防災組織活動事業に係る簡易収納庫・防災倉庫増設等の経費

既設倉庫が経年劣化等により、修繕を行う必要が生じた場合の修繕料又は、自主防災組織活動に係る資機材を既設倉庫に収納することができず、新たに簡易収納庫・防災倉庫を必要とする場合の設置費用